

触法少年からの押収物に係る県帰属等の取扱いについて

(平成 20 年 1 月 29 日例規第 7 号)

少年警察活動に関する訓令（平成 14 年県本部訓令第 25 号。以下「訓令」という。）
第 61 条の規定により、県に帰属することとなった触法少年の押収物の取扱いについて、
下記のとおり定めたので通知する。

記

第 1 県帰属の対象

触法少年に係る事件の調査に関し、押収物の還付を受けるべき者の所在不明その他の
事由によって、その物を還付することができない場合における押収物

第 2 公告の実施

1 公告の方法

押収物について、署長は県への帰属手続に先立ち、少年法（昭和 23 年法律第 168
号）第 6 条の 5 第 2 項の規定により、その還付に必要な事項を警察署の公衆の目に付
きやすい場所に掲示する方法により 14 日間掲示するものとする。ただし、その押収
品が特に高価である場合など必要があると認められるときは、県公報にこれを登載す
る方法その他の方法を併せて行うなど、更に公告効果の上がる方法により、押収物の
還付を受けるべき者への連絡に努めるものとする。

2 公告の様式

掲示の方法による公告の様式については、権利者不明等の押収物還付公告（様式第
1 号）によるものとする。

3 権利者等が判明した場合の措置

還付公告により、押収物の被害者その他の権利者が判明した場合は、訓令第 60 条
第 3 項の規定により、当該権利者に返還し、少年警察活動規則の規定により作成する
書類の様式を定める訓令（平成 19 年警察庁訓令第 12 号。以下「警察庁様式訓令」と
いう。）に定める還付請書（別記様式第 16 号）を徴するものとする。

4 公告後の手続

還付公告した日から起算して 6 月を経過するまでに、押収物の被害者その他の権利
者が判明しない場合は、静岡県に帰属する手続をとるものとする。ただし、押収物の
うち長期の保管が適当でないものは、公告後 6 月を経過しない期間であっても、これ
を売却し、その売却代金を保管することができる。また、売却できないものは廃棄す
るものとする。この場合において、犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第
2 号）第 113 条第 1 項に定める事項に注意し、警察庁様式訓令に定める廃棄処分書
（別記様式第 42 号）又は換価処分書（別記様式第 43 号）をそれぞれ作成し、証拠物
件管理要綱の制定について（平成 12 年甲通達刑総第 7 号）第 6 条の 1 に規定する証
拠物件管理簿にその写しを添付するなどして、その経過を明らかにしておくこと。

第 3 県帰属に係る事務

1 署長の事務

署長は、県に帰属する押収物について、県帰属押収物送付書（様式第2号）を作成し、かい長（静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第2条に規定するかい長をいう。以下同じ。）あてに速やかに送付するものとする。

2 かい長の事務

(1) 領収書の交付

かい長は、県帰属押収物の送付書を受けたときは、県帰属押収物領収書（様式第3号）を作成し、署長に交付すること。

(2) 売却の実施

ア 売却の方法

かい長は、所有者不明の押収物の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次に掲げる物品については、随意契約により売却することができる。

(ア) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物品

(イ) 競争入札に付しても入札者又は落札者がいない物品

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当する場合の物品

(エ) 前記(ア)、(イ)及び(ウ)の物品のほか、競争入札に付することが適当でないと認められるもの

イ 入札の告示

かい長は、入札予定期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を保管する警察署の公衆の目に付きやすい場所に掲示する方法その他これに準ずる適当な方法で告示しなければならない。

(ア) 入札に付する物件の種類及び数量

(イ) 入札執行を担当する職員の職及び氏名

(ウ) 入札執行の日時及び場所

(エ) 入札参加の条件等

(オ) その他入札執行に必要と認められる事項

(3) その他

この通達に定めるもののほか、かい長による県帰属に必要な事項は、静岡県財務規則及び静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）の規定によるものとする。なお、指名競争入札に付する場合にあっては、なるべく3人以上の入札者を指定し、あらかじめ入札執行に必要とされる事項を通知するものとし、随意契約による場合にあっては、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。